

富沢駅周辺地区

区画整理ニュース

発行：仙台市 都市整備局 都市開発部 富沢駅周辺開発事務所

1 審議会委員への当選決定書並びに選任書の交付式を行いました

平成27年5月14日（木）に富沢駅周辺開発事務所において、仙塩広域都市計画事業仙台市富沢駅周辺土地区画整理審議会委員になられた方に対して、当選決定書並びに選任書の交付式を行いました。

宅地所有者委員として、立候補届出順に、高橋信雄委員、  
 日下 隆 委員、菅井正光委員、佐藤一男委員、小畑耕一委員、  
 森 繁雄委員が、借地権者委員として、村井 均 委員の計7名  
 が選出されました。



学識経験者委員として、宮城学院女子大学教授の 厳 爽 委員、仙台弁護士会の香高 茂 委員  
 の2名が選任されました。

2 第82回土地区画整理審議会を開催しました

交付式に引き続き、第82回仙台市富沢駅周辺土地区画整理審議会を開催しました。

議題（1）は、「会長、副会長の選出に関する件」で、各委員の推薦により、会長に菅井正光委員、副会長には森繁雄委員が選出されました。

議題（2）は、「議席の決定」で、各委員の議席番号が決定されました。

議題（3）は、「評価員の選任について同意を求める件」で、2名の方を新たに評価員に選任することに、同意するとの答申をいただきました。

なお、評価員の選任については、平成27年4月の人事異動に伴う評価員の変更となります。

新たに評価員に選任された方は、次のとおりです。

- ・仙台法務局 民事行政部 不動産登記部門 統括登記官  
 佐々木 直 人 氏
- ・仙台市 財政局 税務部 南固定資産税課長  
 早 坂 和 彦 氏



3 第17回評価委員会を開催しました

平成27年5月11日（月）に富沢駅周辺開発事務所において、第17回仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業評価委員会を開催しました。

諮問事項の「保留地の処分価額について意見を伺う件」について、ご審議いただき、今年度の保留地の処分価格は「妥当である」との答申をいただきました。

なお、今年度は、入札によるもの3区画、公募抽選によるもの3区画、小学校用地として処分するもの1区画の、計7区画の保留地の処分を行う予定です。



4 保留地の一般競争入札分譲を行います

保留地3区画について、一般競争入札による分譲を行います。

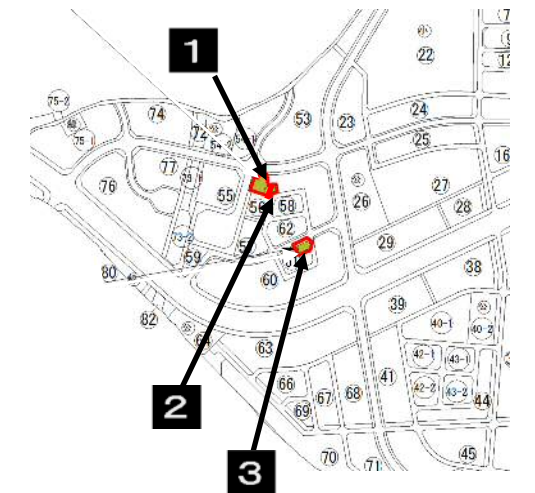
受付期間：平成27年6月10日（水）から6月25日（木）まで（土・日は除きます）

受付時間：午前9時から午後4時30分まで

詳しくは、当事務所 管理係（電話番号 022-246-5934）にお問い合わせください。

【保留地の区画・参考価格】

番号	街区番号	画地番号	面積	参考価格
1	56B	26L	374 m <sup>2</sup>	58,000,000 円
2	56B	27L	174 m <sup>2</sup>	25,100,000 円
3	61B	4L	171 m <sup>2</sup>	26,200,000 円



※ 公募抽選による分譲は、8月に予定しております。

◇ 換地処分に向けて

平成28年度に換地処分を行う予定としておりますが、換地処分を行うと、実質、事業は完了となります。

そこで、今月号から数回に分けて、事業完了までのながれや清算金のしくみ、換地計画及び換地処分等に関する事、清算金の徴収・交付など、事業完了に向けた各種手続き等について、ご説明します。

今月号では、「**これからの事業のながれ**」について、ご説明します。

## これからの事業のながれ



### 3 換地計画の縦覧

換地計画を2週間縦覧に供します。  
 なお、縦覧に供する換地計画については、事前に、審議会の意見を聴きます。  
 利害関係者の方で、換地計画に意見がある場合、縦覧期間内に施行者（仙台市）に意見書を提出することができます。

### 4 換地計画の決定

縦覧終了後、提出された意見書等を踏まえ、換地計画を決定します。  
 なお、提出された意見書の処理については、審議会の意見を聴きます。

### 5 換地処分

換地計画で定めた内容を記載した書類「換地処分通知書」を土地の所有者・借地権者・抵当権者などに送付します。

これら通知することを「換地処分」といいます。

換地処分通知書が皆様に届いたことを確認して、「換地処分の公告」を行います。  
 換地処分の公告の日の翌日からは、換地は従前の土地とみなされ、清算金の額及び対象者などが確定します。

また、土地の表記が新たな町名や地番に替わり、居住者の住所等も変更となります。



### 6 区画整理登記

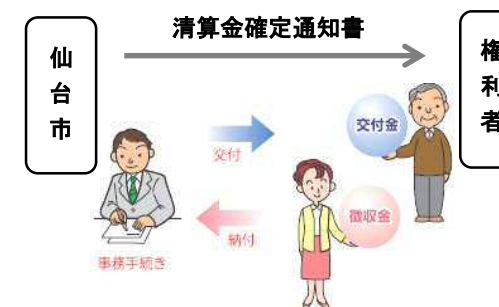
換地処分の公告に伴い、土地・建物の登記簿や図面が書き替えられます。  
 これらの作業は、施行者（仙台市）が、国の機関である法務局（登記所）にお願いします。

### 7 清算金の徴収・交付

清算金の対象者に、手続きに必要な書類として「清算金確定通知書」を送付します。

清算金の交付は、仙台市（施行者）が一括でお支払します。

清算金の徴収は、金額により、5年以内（11回）の分割などによる納付が可能です。



次号では、「**清算金のしくみ**」について、ご説明します。

### 1 換地計画(案)の作成

権利者の皆様に引渡しを終えた土地（仮換地）について、最終的に確定した面積はいくらになるか、その場合の清算金はいくらか、新しい町名、地番はどのようになるかなど、これらのことを定めるものを「換地計画」といいます。

具体的には、換地明細書（従前の土地が換地処分後の土地ではどのようになるかの明細）、清算金明細書（各筆及び各権利者の清算金の徴収額または交付額の明細）、換地図（換地処分後の土地の図面）を作成します。

### 2 換地計画(案)のお知らせ

換地計画（案）の内容を記載した書類を、権利者の皆様にお送りし、お知らせするものです。

ご希望される方へ個別に説明を行うことを予定しております。



仙台市 都市整備局 都市開発部 富沢駅周辺開発事務所  
 住所 〒982-0011 仙台市太白区長町三丁目7番13号 仙台長町ビル3階  
 電話 管理係 022(246)5934 事業係 022(246)5941  
 Eメールアドレス [tos009270@city.sendai.jp](mailto:tos009270@city.sendai.jp)  
 ホームページ <http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/kukakuseiri/0539.html>